

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ & 感染予防と各種支援

◆ 新型コロナウイルスワクチン接種 ◆

3回目接種を進めています

2回目接種からの間隔に応じて、対象者に毎週接種券を発送しています。接種できる医療機関を、接種券に同封の案内などでご確認の上、予約してください。



■ 予約方法

【A】どなたでも予約できる医療機関

【予約方法】 インターネット(市専用サイト)か、市新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎ 833・9567 へ

※混雑緩和のため、インターネットでの予約にご協力ください

【B】かかりつけの患者のみ予約できる医療機関

【予約方法】 電話で各医療機関へ

※最新の情報は市HPなどでご確認ください

◇接種券の発送対象で接種券が届かない人(他の市区町村で2回目接種を終えた後に転入した人など)は、接種券発行申請が必要です

◇接種券(再)発行申請は、市HPか市新型コロナウイルスコールセンター ☎ 833・9567 へ

交互接種

◇3回目接種では1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社か武田/モデルナ社のいずれかのワクチンを接種できます

◇交互接種の安全性と効果は次のとおりです(厚生労働省資料より)
・3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容される
・1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンか武田/モデルナ社ワクチンを受けたときのいずれにおいても、抗体価が十分上昇する

接種は本人の意思に基づくものです。接種の強制や、接種を受けていない人への差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。



市ホームページ



市専用サイト

◆ 感染予防 ◆

まん延防止等重点措置適用中

一人一人ができる新型コロナウイルス感染症対策を

県内でオミクロン株への感染が確認され、感染拡大も続いています。マスク着用や手洗い、密を避けるなど、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。



■ 飲食の場

- ・お店だけでなく、自宅などでの会食でも感染症対策の徹底を
- ・正面の席はなるべく避け、マスク会食の徹底を
- ・体調が悪いときは、会食に参加しない
- ・箸やコップなどを使い回さない
- ・第三者認証の取得など、感染症対策を徹底している店舗を利用し、お店の感染症対策に協力する



認証ステッカー

■ 換気の徹底

- ・空気の流れを作るため、複数の窓があれば二方向の壁の窓を開ける
- ・換気をしながら加湿し、適度な保湿を(湿度の目安は40%以上)
- ・特に屋内でのスポーツやイベント開催では換気に注意を

新型コロナウイルス感染症に関する相談

■発熱などの症状があるときは、かかりつけ医療機関へ連絡を。相談方法・受診先などは、市HPをご覧ください



市ホームページ

◇受診・相談先に迷うときは、**受診・相談センター** ☎ 216・1517 へ

◇受付時間：8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※右記以外の時間の相談は、**キタゾノクリニック** ☎ 213・9200、**米盛病院** ☎ 080・8742・3026 へ

■受診相談以外は、**コロナ相談かごしま** ☎ 833・3221 FAX 225・0672 へ

◆ 各種支援 ◆

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

①住民税非課税世帯や、②令和3年1月以降に新型コロナの影響で家計急変のあった世帯に、1世帯当たり10万円を給付します。①の世帯には市から確認書を送付します。②の世帯は2月14日(月)～9月30日(金)に申請が必要です。

【問い合わせ】 同給付金専用コールセンター ☎ 888・2680



市ホームページ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの子どもに、1人当たり10万円を支給します(養育者の所得制限あり)。支給要件など、詳しくは市HPをご覧ください。

◇申請期限：3月4日(必着) ※令和3年9月以降に生まれた新生児は4月11日まで



市ホームページ

【問い合わせ】 子育て世帯への臨時特別給付コールセンター ☎ 216・6050

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

総合支援資金の再貸し付けを終了した世帯などへ、自立支援金を支給します(収入・金融資産や、ハローワークでの求職活動を行うなどの要件あり)。※対象と思われる人に申請書を送付しています

◇申請期限：3月31日(消印有効)

【問い合わせ】 市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口 ☎ 216・6200

雇用維持支援金

昨年7～10月に休業し、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の受給が決定した市内の中小企業者に支援金を給付します(3判定基礎期間まで申請可)。

◇申請期限：2月28日(消印有効)

【問い合わせ】 雇用維持支援金専用ダイヤル ☎ 803・8671 FAX 216・1303



市ホームページ

緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)

収入が減少した世帯などの貸し付けの相談・申請を受け付けます。

【問い合わせ】 市社会福祉協議会相談予約専用ダイヤル ☎ 210・7105

住居確保給付金

離職や休業などによる収入の減少で、住居を失う恐れがある人へ家賃額を支給します(家主などに直接支給、上限額あり)。

※支給期間を終了した人も、3月までに一度だけ再申請できます

【問い合わせ】 生活・就労支援センターかごしま ☎ 803・9521 FAX 216・1234

プレミアムポイント事業

決済アプリ「Payどん」で市飲食店応援ポイントを2月13日(日)まで販売しています(購入限度額は30万円)。購入額の20%を飲食店以外でも使えるプレミアムポイントとして付与します。

※2月13日を過ぎると応援ポイントは無効になります

【問い合わせ】 市プレミアムポイント事務局コールセンター ☎ 208・1231



特設サイト